

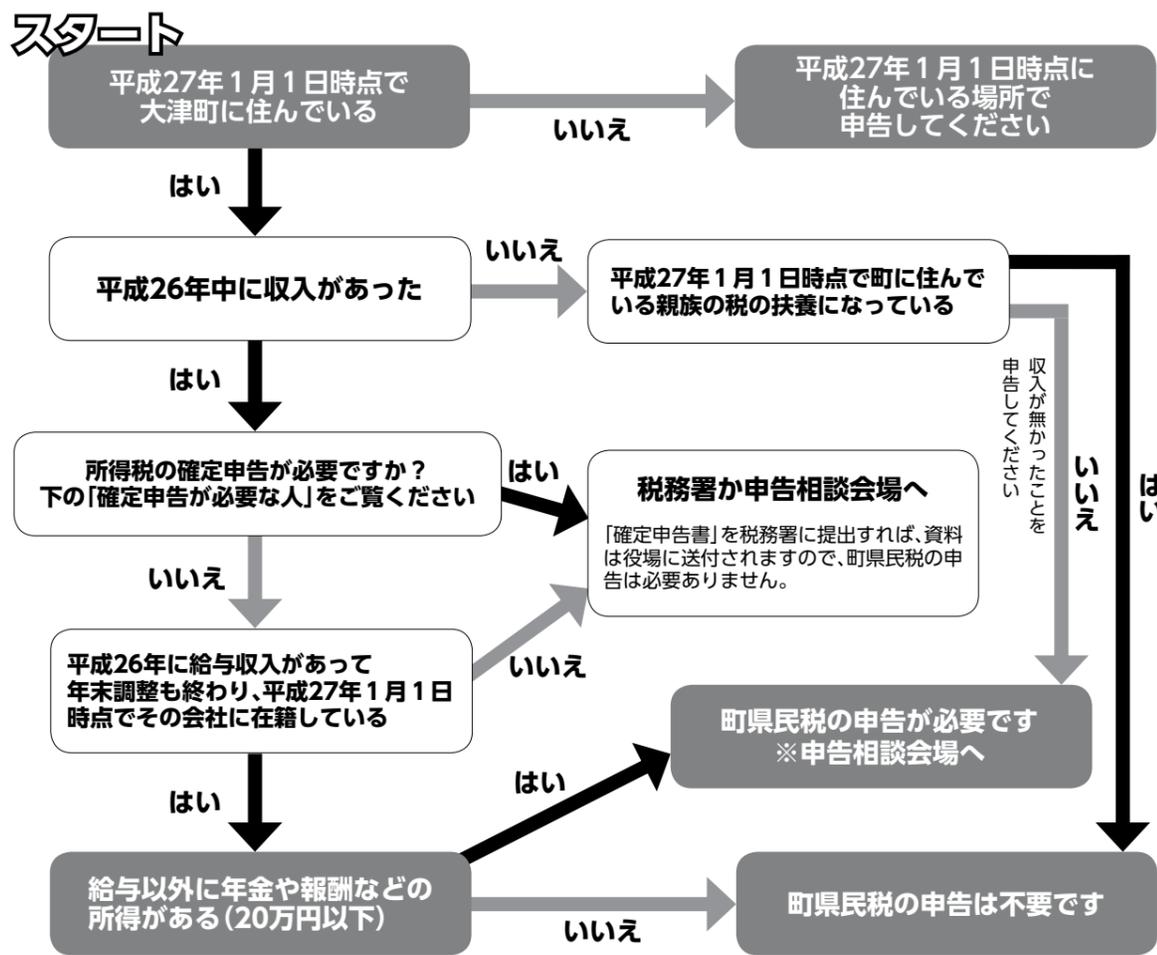
税

町県民税の申告の準備はお早めに！

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。申告が必要かどうか調べてみましょう。
町県民税は、前年（平成26年1月～12月）の所得（収入から必要経費などを差し引いた金額）に基づき計算される、県や町に納める税金です。

申告相談会場
町中央公民館 2階 大会議室
申告期間
2月16日(月)～3月16日(月) (土、日を除く)



確定申告が必要な人

- ▶給与の年収が2,000万円を超える人
- ▶給与を2カ所以上からもらっている人
- ▶給与所得、年金以外の所得金額が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ▶土地・建物などの譲渡所得がある人
- ▶生命保険（死亡・満期）受取による所得がある人
- ▶昨年マイホームを住宅ローンで購入した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など (高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をしてください)

税

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内

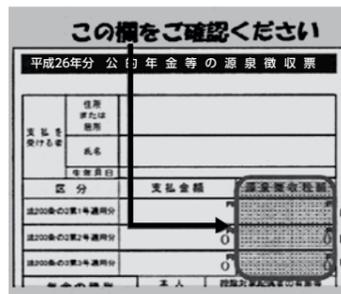
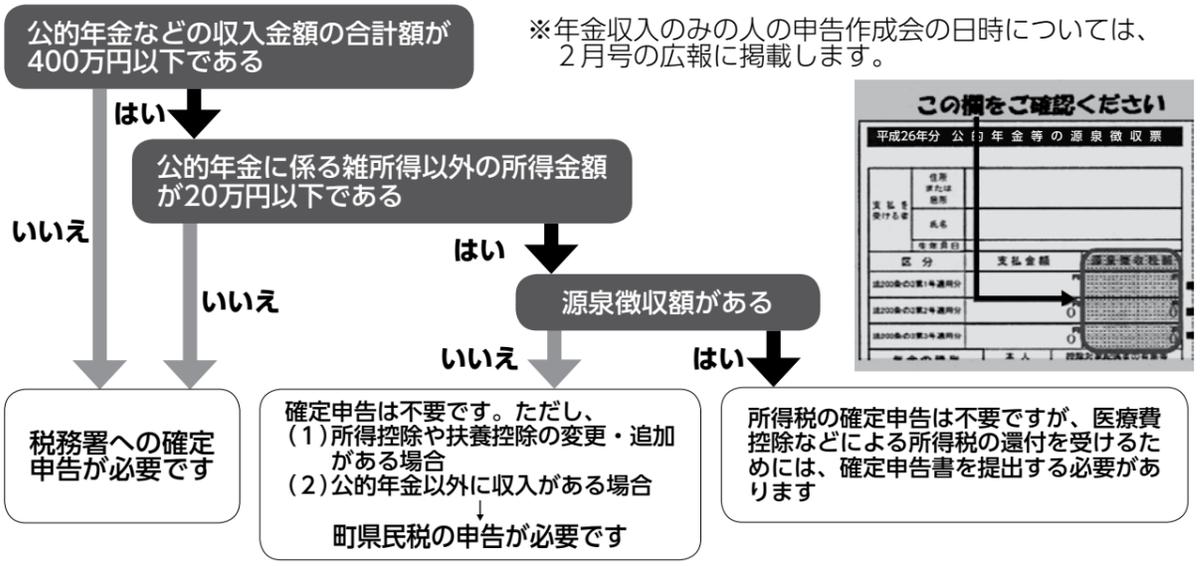


◆復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになっていきます。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。
※還付申告の人も含め、申告される全ての人について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。菊池税務署にご相談ください。

税

公的年金などの受給者は所得税の確定申告が不要になる場合があります

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117



最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

●問い合わせ 熊本労働局労働基準部賃金室 ☎096(355)3202 菊池労働基準監督署 ☎0968(25)3136

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
熊本県最低賃金	677円	平成26年10月1日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	725円	平成26年12月15日
自動車・同付属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	775円	
百貨店、総合スーパー	707円	

熊本県最低賃金が改定されました。産業別最低賃金には適用範囲があります。詳しくは熊本労働局労働基準部賃金室または菊池労働基準監督署にお尋ねください。